

「鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針」の改正について

1 県有料老人ホーム設置運営指導指針の策定について

有料老人ホームは民間の活力と創意工夫により高齢者の多様なニーズに応えていくことが求められるものであり、一律の規制には馴染まない面があるが、一方、高齢者が長年にわたり生活する場であり、入居者の側からも介護を始めとするサービスに対する期待が大きいことなどから、サービス水準の確保等のため十分に指導を行う必要がある。特に、有料老人ホーム事業は、設置者と入居者との契約が基本となることから、契約の締結及び履行に必要な情報が、入居者に対して十分提供される必要がある。

このことから、平成 14 年、国において「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下「標準指導指針」という。）が策定され、本県においては、県内における有料老人ホームの増加に伴い、平成 21 年に「鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「県指導指針」という）を策定した。

県指導指針は、国の標準指導指針を基本として策定しており、国の標準指導指針改正等に伴い、平成 21 年の策定からこれまで 7 回の一部改正を行っている。

2 県指導指針の内容

老人福祉法（以下「法」という。）第 29 条では、有料老人ホームの県への設置届出のほか、有料老人ホームに対する県の指導監督について規定されているが、法では有料老人ホームの規模・構造、設備や職員配置の考え方などに関する基準は規定されていないため、県指導指針においてこれを補完している。

3 主な改正内容

国の標準指導指針が改正されたことを踏まえ、主に以下の点について改正する。

(1) 令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和 6 年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、協力医療機関との連携体制の構築、感染症対応力の向上、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めることとした。

【重要事項説明書】

- ① 「4. サービスの内容」の「（介護サービスの内容）」における「特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービス体制の有無」の記載項目拡充
- ② 「4. サービスの内容」の「（医療連携の内容）」における「協力医療機関」の記載項目拡充

(2) 既存建築物等の活用の場合等の特例について

平成30年に改正された建築基準法（平成30年法律第67号）において、戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数3以下）を福祉施設（有料老人ホームを含む）として利用する場合、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることが不要とされたことを踏まえ、この要件に適合する場合においては、建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこととした。

(3) 老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第135号）の施行を踏まえた重要事項説明書の改正

老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事へ報告すべき事項に、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化の推進、安全管理及び衛生管理に係る取組状況を追加する改正が行われたことを踏まえ、重要事項説明書の一部を改正することとした。

【重要事項説明書】

- ① 「10. その他」における「高齢者虐待のための取組の状況」の記載項目追加
- ② 「10. その他」における「身体拘束等の適正化のための取組の状況」の記載項目追加
- ③ 「10. その他」における「業務継続計画の策定状況等」の記載項目追加

- (4) 一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえ、関係団体（公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会）と協議の上、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を定めることとした。

4 改正及び施行期日

改正は決済日とし、令和6年12月6日から適用する（国の標準指導指針と同日適用）。